

流山市歯と口腔の健康づくり推進条例（仮称）の制定 を求める陳情書

〔陳情趣旨〕

歯と口腔の健康は生涯を通じて自分の歯でしっかりと噛んで食べることを可能にするだけでなく、バランスのとれた適切な食生活を送ることで肥満や糖尿病などの生活習慣病の予防にもつながるものです。

また、幼児期のむし歯予防は子ども達の健全な成長を促し、高齢者や要介護者の口腔ケアは誤嚥性肺炎等の予防だけでなく、食生活の充実など生活の質（QOL）を高め、健康寿命の延伸に寄与することが期待されます。

このように歯と口腔の健康づくりは全身の健康づくりを实践するうえで大変重要な役割を担っていることから、健康を保つためには市民が日常生活において自ら歯と口腔の健康づくりに取り組むことを促進し、また歯と口腔の保健サービス、医療サービスを受けることができるような環境を整備することが必要です。

しかし、現在の流山市の歯科保健施策は根拠法令が「母子保健法」や「学校安全保健法」などに分かれており、生涯を通じて一貫した施策に取り組めるようにはなっておりません。

国においては「歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年8月10日施行）」が制定され、千葉県にあっては「千葉県歯・口腔の健康づくり推進条例（平成22年4月1日施行）」が施行されています。

そこで、流山市でも幼児期から高齢期までライフステージを通じた歯科保健施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民が生涯を通じて生き生きと元気に過ごせるようにすることを実現するために、下記事項について陳情します。

〔陳情項目〕

市民が日常生活において自ら歯と口腔の健康づくりに取り組むこと、並びに市民が生涯を通じて歯と口腔の保健・医療サービスを受けることができるような環境を整備することを基本理念

とした「流山市歯と口腔の健康づくり推進条例（仮称）」を制定
していただくよう市へ働きかけてください。

平成25年11月15日

流山市西初石4-1433-1

一般社団法人 流山市歯科医師会
会長 齋藤 又次



流山市議会議長 海老原 功一 様

